

一般社団法人茨城県医師会長 殿  
県内各郡市医師会長 殿  
各医療機関管理者 殿

茨城県保健医療部長

### 今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた 保健・医療提供体制の確保等について（通知）

日頃から本県の感染症対策の推進についてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件については、7月24日付けで厚生労働省から事務連絡が発出され、国において、今後想定される感染拡大に対応できる体制に備えるための留意点が示されたことから、本県におきましても、本事務連絡に即して下記のとおり対応いたします。

各医療機関におかれましては、本事務連絡をご確認いただくとともに、全ての県民が安心して必要な医療を受けられるよう、ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 本県の対応

- ・ 外来医療体制について、各医療機関において、新型コロナ患者の診療を適切に実施していただきたい。なお自院で診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨いただきたい。
- ・ 入院医療体制について、各医療機関において、機能に応じて新型コロナ患者の適切な入院受入れを実施していただきたい。
- ・ 院内感染対策について、手指衛生の徹底、適切な個人防護具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底が重要であることから、「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 第10.1版」(p.59～64)を参照し、対応いただきたい。
- ・ 医療機関等情報支援システム(G-MIS)について、県からの入力依頼は3月末で終了しており、改めて依頼はしないが、各医療機関において、必要に応じて活用いただきたい。

#### 2 その他

- ・ 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関については、以下の県ホームページにおいて公表している。  
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/iryosochikyotei.html>

#### 【厚生労働省事務連絡】

- ・ 今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確保等について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001280228.pdf>